

平成17年7月4日

知的財産権シリーズ講習会
- 特許・実用新案の基礎知識 -

<< 略歴 >>

京都大学 航空工学科 卒業
川崎重工業にて航空機の設計に従事
平成9年1月 弁理士登録
平成9年1月～平成16年3月 明成国際特許事務所
平成16年4月～現在
特許事務所 源 開設
名古屋大学法科大学院にて法曹目指して勉強中！



特許事務所 源
弁理士 加藤光宏

〒481-0013 西春日井郡師勝町二子神明27-6
Tel 0568-26-1207 Fax 0568-26-1630 E-mail katomi@violet.plala.or.jp

特許権・実用新案権の効力

特許権・実用新案権の効力は、下表に示す通りである。

特許権は、主に上述の4点で活用することができる。通常、「権利効力」というときは、差止請求権と損害賠償請求権を意味する。

差止請求権（特100条・実27条）

権利に係る製品を他人が製造等することを中止させることができる。

<<特許法100条>> 特許権者又は実用新案権者は、自己の特許権又は実用新案権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。



損害賠償請求権（民709条）

侵害によって被った損害の賠償金を請求することができる。

<<民709条>> 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

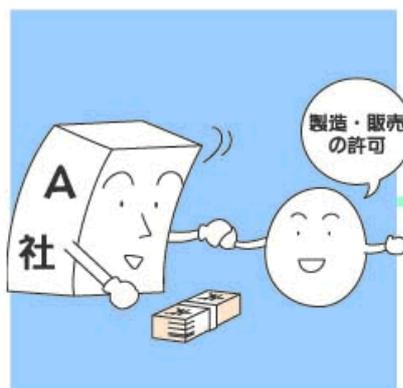


ライセンス（特77,78条）

他人に実施権（専用実施権、通常実施権）を設定することで、ライセンス収入が得られる。

<<特77条>> 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

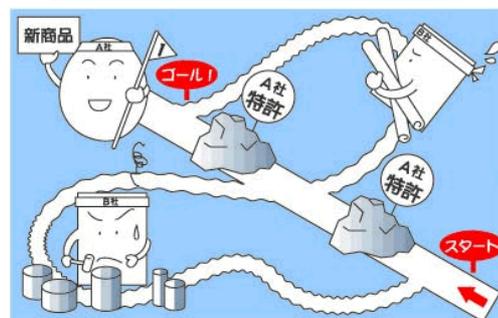
<<特78条>> 特許権者は、その特許権について通常実施権を許諾することができる。



競争の優位性確保

特許が取られていると、他者は特許回避のために、多大な設計・開発労力を強いられるため、優位性を確保できる。

技術標準化の動き



差止請求権、損害賠償請求権ともに、「知らなかった」、「独自に開発したものであり、特許の盗用ではない」などの抗弁はまず認められない(特103条)。

このことは、逆に、他社の特許をよく調査した上で製品開発、販売等を行わないと、不意に、これらの権利行使を受けるおそれがあることを意味する。

<<特103条>> 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

権利侵害とは？

(1) 侵害品が「特許請求の範囲」の記載事項全てに適合すること(特70条)。

例) 「特許請求の範囲」に、「断面が六角形の鉛筆」と記載した場合、「断面が三角形の鉛筆」、「断面が六角形のはし」に対しては権利行使をすることができない。

(2) 相手の行為が、「業として」の行為であること
個人的家庭的に製造等されている場合は、権利行使できない。

(3) 相手が特許発明の実施について権原を有していないこと
・特許権者から許諾を受けている場合(専用/通常実施権者)
・出願前から特許発明に相当する製品を製造等している場合(先使用権者)

技術的アイディアは、「特許権」の他、「営業秘密」でも保護することができる。ソフトウェアは、特許権の他、著作権でも一応は保護可能である。それぞれの長所、短所を踏まえて、保護方法を選択する必要がある。

(1) 特許権は、出願、審査等の手続きを経て与えられる権利である。従って、「請求項に記載された範囲に独占権が発生していることが明確」である。(但し、請求項の解釈については、当事者間で争いが生じることが多い。)

その一方、特許権の取得には、その技術を出願書類に明示しなければならないというデメリットがある。侵害の発見が困難である場合(工場内では実施されないような技術、侵害の発見および対処する資力がない企業)には、他社に重要なノウハウを知らせてただけで終わってしまう危険性がある。

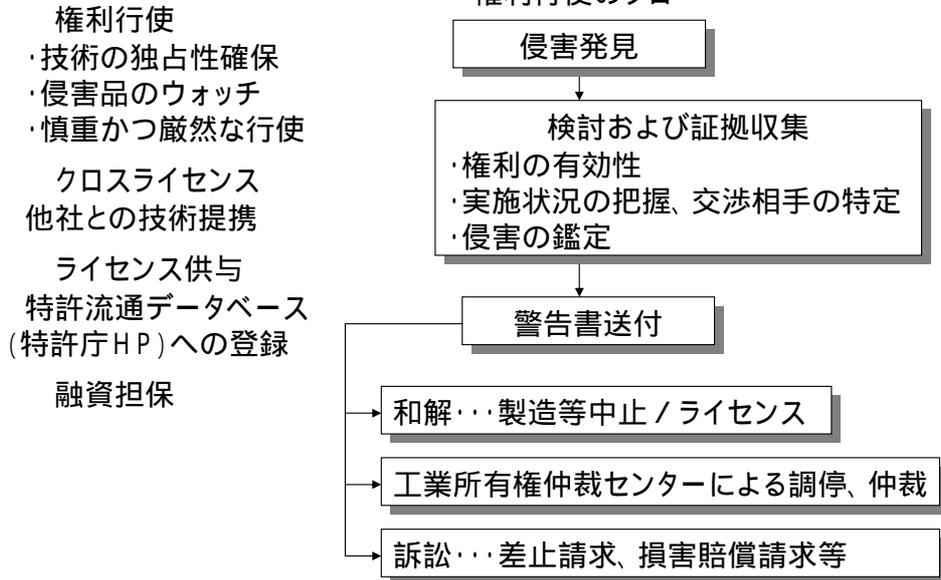
(2) アイディアが、営業秘密に該当する場合には、不正競争防止法に基づいて差止請求権、損害賠償請求権が認められる。

営業秘密は、「秘密」だから当然であるが)他社にノウハウを開示せず保護を受けられる利点がある。その一方、営業秘密として認められるためには、秘密としての管理体制が必要である。例えば、閲覧が関係者に限定されるなどの取り扱いが必要で、資料に「部外秘」等の印を押した程度では足りない。

(3) 著作権では、「表現」しか保護対象とならないため、技術的アイディアについて著作権で保護を受けようとはしないことが望ましい。

権利活用

権利行使のフロー



権利を取得した後は、併せてその活用を図っていくことが望ましい。従来、特許権は、自己の実施技術を防衛する意味での取得が多かったが、最近では、権利活用によって積極的に利益を上げる動きが強まっている。

侵害品を発見した場合には、権利行使をすることができる。但し、権利行使は、その得失を十分考慮した上で、慎重に行う必要がある。

侵害との確信が不十分なまま、警告書の送付等を行えば、営業妨害などの責めに合う可能性がある。

侵害を発見した場合、いきなり訴訟を提起するのではなく、内容証明郵便にて警告書を送付するのが通常である。相手が侵害を認め、速やかに和解できる可能性もある。

近年、工業所有権仲裁センターが設立された。弁護士、弁理士を中心とする調停、仲裁を受けることができ、紛争の速やかな解決を図ることができる。

訴訟は、費用、期間がかかるため、「最後の手段」くらいに考えて置いた方が無難である。

他人の権利への対処

対処フロー

他人の権利への対処は、遅くなるほど大変！

- ・過去の行為の損害賠償
- ・設計変更による損失

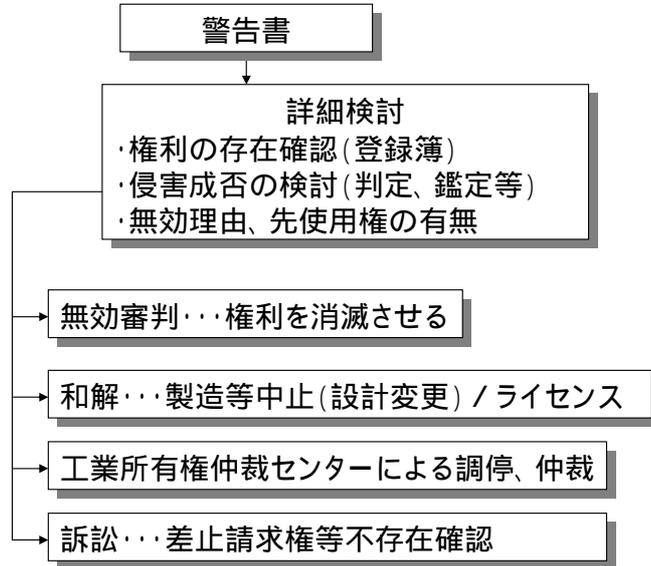
事前対処・・・他人の権利の継続的な監視

同業他社間では、クロスライセンスが有効

事前対処・・・クロスライセンス用の持ち玉準備

個人発明家等に対しては、実施料支払い

事前対処・・・実施技術の防衛出願



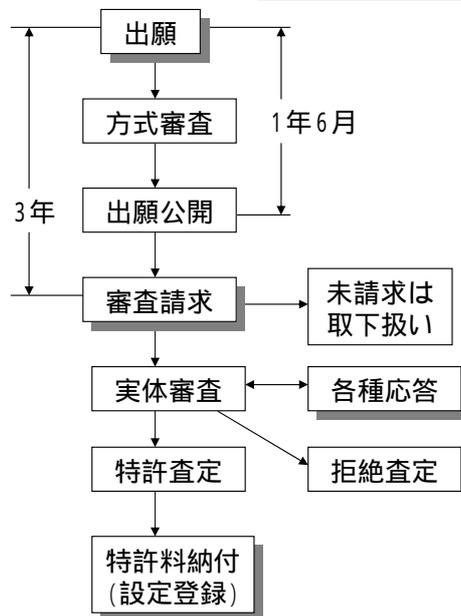
他人からの警告書等には、早期に対応する必要がある。遅くなる程、損害賠償の額がかさみ自社にとっての不利益が拡大するおそれがある。

但し、警告書が送付されてきたからといって、侵害に該当しているとは限らない。まずは侵害の成否等について、慎重な検討が必要である。

同業他社との間では、自社特許と互いにライセンスを認め合う（クロスライセンス）ことにより、和解に持ち込むことができる可能性が高い。クロスライセンス戦略を有効に行うためには、自社も有用性の高い特許権を保有していることが必要である。

いわゆる個人発明家は、ライセンス料を目的としていることが多い。個人発明家に対しては、クロスライセンス戦略は使えない。自社の実施技術を防衛的に出願しておく必要がある。

特許権取得の手続き



出願人が行う手続きは4つ

- 特許出願(特36)
願書、明細書、図面、要約書
オンラインで提出
- 審査請求(特48条の3)
出願と同時でも可能
- 拒絶理由通知への応答(特49)
意見書・補正書の提出
- 特許料の納付(特66条2項)
3年分をまとめて納付
査定から30日以内

特許権は、所定の手続きを経て、取得することができる。

上図には、シンプル化して手続きフローを示した。出願人が行うべき手続きとして最低限、「出願」、「審査請求」、「応答」、「特許料納付」の4つは知っておく必要がある。これらのいずれが欠けても特許を受けることはできない(特許庁から拒絶理由が来ない場合、「応答」が不要になることはある。)

審査請求は、「出願と同時～3年」のいずれか適当な時期に行う。

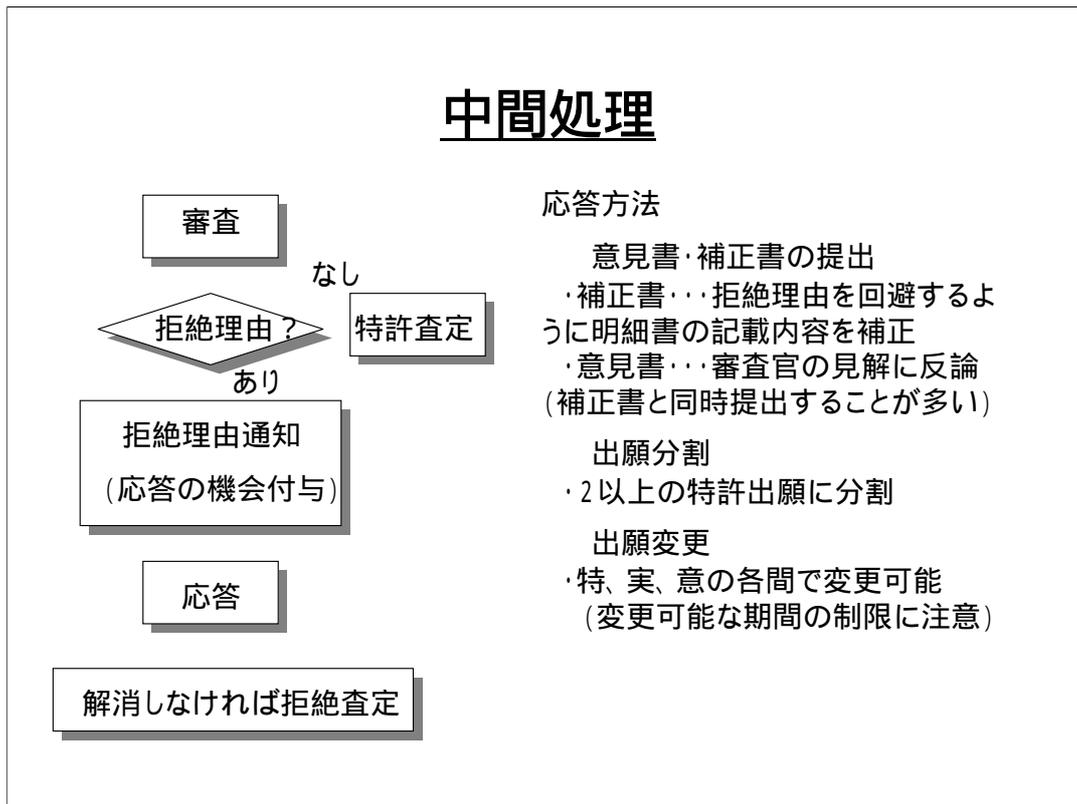
審査請求時期は、次の2つの観点を考慮して、戦略的に決定する必要がある。

- ・ 審査請求費用は高額(1件当たり168,600 + 4,000円 × 請求項数)である。全出願について一律に審査請求するのではなく、真に権利化が必要なものに絞り込むことが望ましい。

例えば、出願時に重要と思われる技術でも、その後の技術動向によって陳腐化してしまうものがある。審査請求可能な間に技術動向、権利化の必要性を見極める。

- ・ 一方、権利化までには、審査請求後、通常1～2年かかる。従って、早期に権利化が必要な出願(製品の発売時期が決まっている出願など)は、早めに審査請求することが望ましい。

中間処理



実体審査で拒絶理由が見つかり、拒絶理由通知が出され、応答の機会が与えられる。応答期限は、通常60日なので、速やかな対応が必要である。応答期限を過ぎると、拒絶査定が出される。

通常の応答では、補正書により明細書の内容を補正するとともに、意見書により反論する。

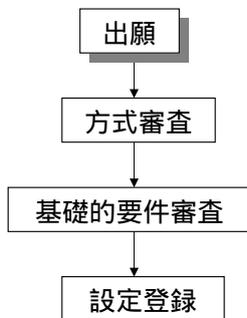
補正は、拒絶理由で提示された先行技術と自己の出願との差違を明確にするために行われる。この際、差違の明確化を意識し、請求項の記載に不要な限定を付けてしまうことがあるので、注意を要する。

補正をすると、その内容で出願していたものとみなされるから、不用意な補正をすると、広い権利を確保するためにした出願時の努力が水泡と帰ってしまうのである。

拒絶理由は、一度だけとは限らない。二度以上の応答が必要となる出願もある。

拒絶査定が確定した後、その結果に不服がある場合には、「審判」で争うことも可能である。

実用新案権取得の手続き



無審査制度を採用

- ・形式的な要件の審査のみ
- ・登録まで約6ヶ月

出願時に登録料納付

権利行使上の制限有り

- ・技術評価書の請求が必要
(出願と同時に請求も可)
- ・不用意な権利行使には、権利者に損害賠償責任有り

実用新案権は、無審査（実14条2項）で与えられる点で、特許権と大きく異なる。

実用新案制度の長所

- ・早期に権利化を図ることができる
- ・手続きが比較的簡略
- ・実用新案登録に基づく特許出願（特46条の2）の活用

実用新案制度の短所

- ・権利行使には技術評価書（特許庁が権利の有効性を評価した書面）が必要（実29条の2）
- ・不当な権利行使に対しては、逆に損害賠償を請求される可能性がある（実29条の3）
- ・出願時に3年分の登録料を先払い（実31条、32条）

不当な権利行使とは

- ・訴訟を提起しなくても、警告書を送付しただけで該当する可能性あり
- ・権利行使後に実用新案登録が無効となること（無審査なので可能性は比較的高い）
- ・権利の有効性について、十分な注意義務を果たしていないこと

技術評価書の内容が否定的である場合、過去の業界紙（誌）に記載されている公知技術の見落としがある場合など

特許情報調査

対象 = 特許公報、公開公報等

調査方法

- ・ 閲覧室（商工会議所 B1）
- ・ 特許庁HP「電子図書館」（無料）<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg>.
- ・ 有料DB PATOLIS(JAPIO) <http://www.japio.or.jp/>
NRI サイバーパテントデスク 他 <http://www.patent.ne.jp/>

特許情報調査には、次の4つの意義がある。

1) 出願時には先行技術文献の記載が必要（特36条4項2号）

先行技術文献の不記載は、拒絶理由である（特48条の7、49条5号）。先行技術文献は、本来、出願時に「知っている」情報を記載すれば良いため、新規に調査することは不要である。ただし、1件も記載しない場合には、理由を求められることがある。

2) 効率的出願

他社が先に出願していれば（= 先願）特許を受けることはできない。また、公知技術から容易に想到し得る発明も特許を受けることはできない。特許情報調査により、こうした無駄な出願を抑制し、費用対効果の高い出願を行うことができる。

3) 他社権利の把握

他社権利を把握せずに研究・開発を進めれば、権利行使を受け、投資が水泡と帰すおそれがある。特許情報調査により、他社権利を把握した上での開発が必要である。

4) 技術情報の活用

特許で公開された技術情報を活用することにより、自社の研究・開発を効率的に進めることができる。

特許情報の調査は、インターネットを介して比較的容易に行うことができる。各種データベースの特色を把握した上での使い分けが必要である。

(12) 文献の種類
末尾の英文字は特許文献の識別のための標準コードです

(11) 文献の番号
公報番号は発行日の年号と6桁の番号からなります

(43) 公開日
特許付与前の文献の刊行日が記載されています

(71) 出願人
出願人には企業等の法人もなれます

(72) 発明者
発明者には企業等の法人はなれません

(74) 代理人
未成年者は法定代理人が必要です

(51) 国際特許分類
技術内容に応じて世界共通の特許分類が付与されます

(22) 出願日
特許出願のなされた日です

(54) 発明の名称
最有用な面に置いた発明の名称

(57) 要約
【目的】 サイズの異なる電極点を同じ電極ボックスで選択しついでに定位置に固定して最適な状態に維持する。【構成】 電極ボックスに、電極の形状を固定した電極位置調整用のガイドロッドを設け、それらガイドロッドに電極位置調整用の定位置調整機構を設け、ガイドロッドを案内保持し、電極がガイドロッドに設けられたガイド溝を挿入する圧縮状態維持材7を支持させる。

(57) 要約又は請求の範囲
公開公報のフロントページには要約が記載されます

・ 代表図
要約書で選択された代表的な図面が掲載されます

出願書類の作成

書類名	記載事項他	チェックのポイント
願書	発明者、出願人などの書誌的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発明者等の記載漏れ（提出後の補正には、煩雑な手続きが必要） ・住所・氏名の誤記
特許請求の範囲	特許請求の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・請求項の不要な限定（請求項に無用な限定が含まれていると、権利範囲が狭くなる）
明細書	従来技術、発明の開示、実施例など	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な誤り ・請求項と実施例との対応関係（請求項の内容は実施例でサポートされているか？）
図面	省略可能	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な誤り
要約書	発明の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・権利範囲に何ら影響を及ぼさないため、内容の誤り、誤記のチェック程度で足りる。

各書面は、「40文字/行×50行以内」で、10～12ポイントの文字を用いて記載することとされている。

発明者 = 発明を完成させ、特許を受ける権利を有する者

- ・特許証に名前が記載される。
- ・自然人に限られる・・・会社、部、課単位を発明者とすることはできない。
- ・複数人の記載（共同発明者）が可能

共同発明者 = 単なる管理者、補助者、後援者は含まない

出願人 = 権利を享有する者

- ・法人も可・・・例：発明者から特許を受ける権利を譲受した会社
- ・複数人の記載（共願）が可能

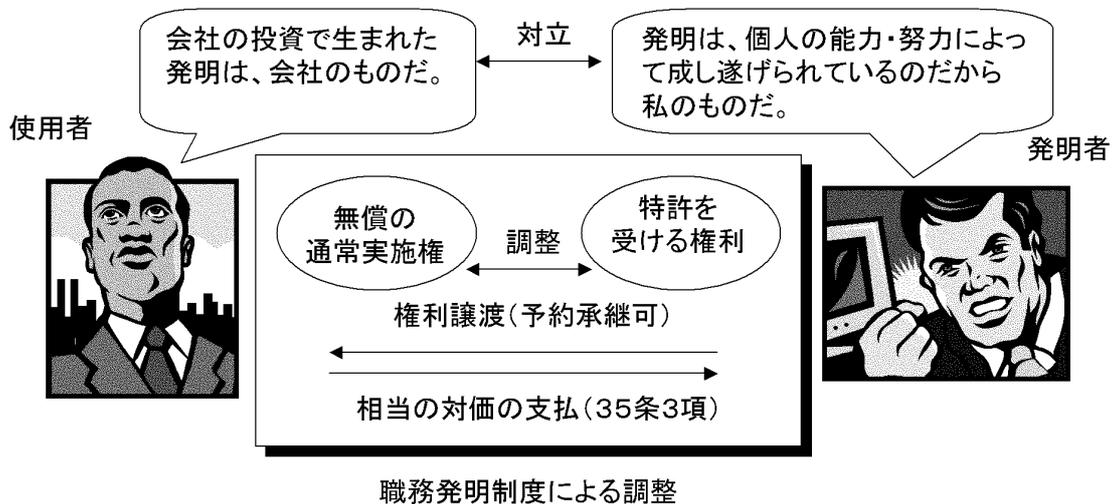
共願の注意点

- ・権利の移転、実施権の設定に共願者の同意が必要（特73条等）
- ・権利行使が単独でできるか否か不透明
- ・拡大先願（特29条の2）の適用除外を受けにくい

(注意) 著作権の都合上、11～14頁は省略してあります。

職務発明制度について

特許法は、職務発明について、使用者と発明者の利害を調整する規定を設けている。



近年、「相当の対価」(特許法35条3項、4項)を巡る訴訟が相次いでいる。

提訴	判決	裁判所	被告	発明内容	請求	判決	備考
79年	1983年12月	東京地裁	日本金風加工		5840万	170万	
81年	83年9月	東京地裁	東扇コンクリート工業		1240万	840万	
89年	92年9月	東京地裁	カネシン		3090万	1290万	売り上げ総額×0.5(ライセンス調整比率)×0.02(実施料率)×0.65(会社の貢献度を考慮)で相当の額を算出
91年	94年4月	大阪地裁	象印マホービン	ステンレス鋼製マホービンの製造方法	1億5000万	640万	
91年	94年5月	大阪高裁	ゴーセン	共重合体ポリエステル系(釣糸、テニスラケット用ガット)	1600万	160万	売り上げ総額×0.5(他人の発明の実施を禁止することが出来たことによる効果)×0.02(実施料率)×0.4(会社の貢献度を考慮)で相当の額を算出
95年	01年5月	東京高裁	オリンパス光学工業	光ビックアップ	2億	250万	勤務規則で「相当の対価」を規定していたとしても、発明者には、それを超える対価の請求を行う権利が残されている。
2001年8月	2002/9(中間判決)	東京地裁	日亜化学	青色LED	20億	未	①業務命令に違反して行った発明であっても、職務発明に相当する ②対価が不当であっても、特許権の譲渡を要求することはできない
1998年	2002年11月	東京地裁	日立製作所	光ディスク読取装置	9億7000万	3490万	①相当の対価は、日本国内で得られた利益に基づいて算出する ②勤務規則で定めた額を超える対価を請求可能
2002年7月	未	東京地裁	日立金属	Fe-R-N系永久磁石	7600万	未	
2002年9月	未	東京地裁	味の素	人口甘味料「アスパルテーム(パルスweet)」	20億	未	米国企業からのライセンス料200億に対し、報奨金は1000万
2002年10月	未	東京地裁	昭和産業、敷島スター地	ビタミン成分「イノシトール」	16億	未	営業利益20億に対し、報奨金10万円

青色LEDについては、2004年1月30日に東京地裁で200億円の支払いを命じる判決が出されたが、その後、控訴審において8.4億円で和解した。

対価の問題については、オリンパス光学工業の事件が重要である。この事件では、企業側が発明者に対して228万9000円の支払いを命ずる最高裁判決が出された(平成13(受)1256 補償金請求事件)。

オリンパス光学工業事件の概要

争いの本質

特許法 35 条 3 項の規定

「従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利...を承継させ...たときは、相当の対価の支払いを受ける権利を有する」

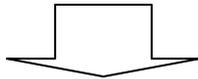
この時、勤務規則で、相当の対価の額まで定めることができるか？が問題となる。

判決

結論：No！

対価の額は、勤務規則に拘束されるものではない。勤務規則に基づいて支払われたとしても、それが相当の対価の額に満たない時は、発明者は不足する額の支払いを求めることができる。

理由：いまだ職務発明がされておらず、権利の内容や価値が具体化する前に、あらかじめ対価の額を確定的に定めることができないことは明らか。



こうした流れを受けて、特許法第 35 条が改正された。

改正後の対価の支払い方法

(1) 原則、自主的な取り決め (契約や勤務規則で対価について定める)

ただし、その定めが不合理であってはならない (35 条 4 項)

不合理か否かを判断するために、

- ・ 使用者と従業者当との間で行われる協議の状況
- ・ 基準の開示の状況
- ・ 従業者当からの意見聴取の状況等 を考慮

(2) 不合理と認められる時の対価の設定 (35 条 5 項)

- ・ 発明により使用者等が受けるべき利益の額
- ・ 発明に関連して使用者等が行う負担等 を考慮

特許の要件

発明であること(特29条1項柱書)

発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものである(特2条1項)。

物の発明、方法の発明、製造方法の発明がある(特2条3項)。

産業上利用可能性があること(特29条1項柱書)

利用できない例:医療行為(手術方法、治療方法など)に関する発明

新規性があること(特29条1項各号)

世の中に知られる前に出願しなければ特許を受けられない。

例:テレビ、書籍、インターネットでの発表および製品の販売

進歩性があること(特29条2項)

当業者が容易に思いつくような発明は特許を受けられない。

例:従来製品の一部の単純な置き換え・・・キャスター付机
従来作業のコンピュータ化・・・伝票集計システム

特許要件は、主として上記の4つである。その他、不特許事由(特32条)、先願(特39条)、拡大先願(特29条の2)等があるが、ここでは割愛する。

発明・・・法上の定義に該当する必要がある。ビジネス方法自体はこの定義に該当しないとされる。

産業上利用可能性・・・企業内でなされた発明であれば、通常は満足すると考えて良い。ビジネスとして成功するか否かは利用可能性には無関係である。例えば、性能的に優れているが、製造コストが高くて商品にならないような発明でも、産業上利用可能と判断される。

新規性・・・上述の行為が日本国内、外国のいずれで行われたかに依らず新規性は失われる。自己の行為か、他人の行為かも無関係である。わずか一人でも、他人に知られれば、新規性が失われるため、試作品の製造を業者に依頼する場合には、守秘義務の確認をしておく必要がある。

進歩性・・・最も判断が困難な要件である。但し、技術者が一般に想像するより、ハードルは低いと考えて良い。簡単に諦めないことが重要である。

実用新案登録の要件

特許の要件と同様であるが、以下の点で相違する。

考案であること(実3条1項柱書)

考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう(実2条1項)。
「発明」と異なり、「高度」であることは要求されない。
実用新案権が「小発明を保護する権利」と言われるゆえんである。

進歩性の判断基準が緩いこと(実3条2項)

進歩性なし = 当業者が「きわめて」容易に考案できるもの

物品の形状、構造又は組合せであること(実3条1項柱書)

「方法」は保護対象とはならない 例:生産方法、検査方法など
「物質自体」も保護対象とはならない 例:薬品、合金など

実用新案登録の要件は、特許の要件と同様である（新規性、進歩性、不登録事由、先願、拡大先願）。

考案・・・実用新案法は、技術的水準がそれほど高くないアイデアを保護対象としている。従って、進歩性の判断基準も特許よりは緩いとされている。

但し、実務上は、高度性をそれほど意識する必要はない。つまり、アイデアの技術的水準が低いから、実用新案登録しか受けられない（特許を受けるのは無理）と考える必要はない。

物品の形状等・・・実務上、この要件については、十分考慮する必要がある。この要件によって、実用新案登録の方が特許よりも保護対象が狭くなっている。短期に権利取得が可能という実用新案登録のメリットを活かそうとすれば、アイデアを物品の形状等に帰着させて出願する必要がある。

例えば、医薬品であっても「錠剤、カプセル」として特徴を持たせられれば、実用新案登録を受けることが可能である。

物品の形状等の判断は、一般には困難である。企業担当者としては、アイデアが「物品」に絡んでいれば、概ね形状等の要件は満足するという程度の認識で足りると思われる。

発明とは

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特2条1項）

1) 「自然法則を利用」していることが必要（次のものは不可）

- ・自然法則自体・・・万有引力の法則
- ・自然法則に反するもの・・・永久機関
- ・自然法則以外の法則を利用しているもの

例：ゲームのルール（人為的取極）

ビジネス方法自体（人為的取極）

十円未満を四捨五入して電気料金を徴収する集金方法

ゲーム器具は可

ビジネスを行うシステムは可

一円単位で金額を入力すると、十円未満を四捨五入する電気料金算出システム

2) 技術的「思想」 技術とは異なる

例：技術

従来、円形だった鉛筆の断面を六角形にして、転がりを防止した。

技術的思想

鉛筆の断面を多角形(六角形に限らない)にして、転がりを防止した。



発明を捉えるための手法（加藤メソッド！）

【例題】

今まで、断面円形の鉛筆（赤鉛筆のようなもの）しかなかったとする。ある発明者が、断面六角形の鉛筆を発明し、特許出願しようと考えた。

ステップ1：まず、従来技術、課題、本願を思いつくままにメモ書きする。

【従来】

断面円形の鉛筆

【課題】

紛失しやすい、落下して芯が折れやすい

【本願】

六角形断面にした

ステップ2：課題と本願の対応関係をにらみ、本願はなぜ課題を解決できているのか（解決原理）を考える。検討結果はメモに反映させる。

【従来】

断面円形の鉛筆

【課題】

紛失しやすい、落下して芯が折れやすい 転がりやすい

【本願】

六角形断面にした（転がりにくい断面形状とした）

ステップ3：解決原理にのっとった実施例を他に検討し、発明の上位概念化を図る。

【従来】

断面円形の鉛筆

【課題】

紛失しやすい、落下して芯が折れやすい 転がりやすい

【本願】

六角形断面にした（転がりにくい断面形状とした）

断面は、三角形、四角形などでもよい...多角形なら良い

多角形でなくても楕円形でもよい

必ずしも全長に亘って六角形でなくてもよい。一端だけ六角形でもよい...「少なくとも一部の断面」が六角形（円形以外の形状）

円形断面の鉛筆にクリップ状の突起をつけてもよい。

（概念的には、これに含まれる）



筆記具の軸長の少なくとも一部に、非円形断面の部位を設けたこと

ステップ4：上位概念化した「発明の本質」が、従来技術を含んでいないかどうかを確認する。

例えば、「ゴルフ鉛筆（右図）」は既に存在したとすると、これを避けるように本願の概念を減縮する必要がある。



以上のステップを繰り返し行うことで、従来技術を含まず、課題の解決原理を踏まえて、発明の本質を捉えることができる。

ここで、十分に発明を練り込んでおくことにより、以後の執筆作業の効率化を図ることができる。

出願の単一性について

単一性とは = 一件の出願に含めることができる発明の範囲（特37条）。

<<特許法第37条>> 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

単一性の有無は、「請求項に係る発明」どうしの関係で判断する。

技術的關係の判断手法（特許法施行規則第25条の8および審査基準）

1) 出願時の技術常識に基づいて各発明の「特別な技術的特徴（先行技術に対する貢献をもたらす特徴）」を把握

2) 同一の又は対応する「特別な技術的特徴」が存在すれば単一性あり

物とその物を生産する方法、物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物

物とその物を使用する方法、物とその物の特定の性質を専ら利用する物

物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物

方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物

単一性がない場合は拒絶理由（特49条）となる。

対応1：一方の請求項を他方の請求項の従属項に補正する

対応2：分割出願（特44条）をする

単一性を満たさないアイデアが出てきた時の戦略

次の各要素を考慮して、出願の方針を立てることになる。

【安全策】

いずれかメインの発明を選択し、他の発明は従属項とする

- ・単一性不備は拒絶理由
- ・分割出願をすると、審査請求費用が無駄になる

【チャレンジ策】

各発明について、独立の請求項を記載する

- ・単一性不備は無効理由ではない（特123条）。
- ・拒絶理由を受けた時に対策を採れば十分

各発明について独立項にできる程度の記載をしておくことが望ましい！

実例 1 : ダブルクリップ

従来、目玉クリップしかなかったところへ、ダブルクリップが発明された場合の出願方法を考える。

従来技術 = 目玉クリップ → 発明 = ダブルクリップ



従来技術における課題	発明品での解決方法
1) つまみの部分が邪魔であった	<ul style="list-style-type: none"> ・つまみを折りたたみ可能とした ・つまみを線材で構成した ・つまみの取付部を、円筒を斜めに切り落とした端面形状とすることで節度感を出した
2) 部品点数が多かった	<ul style="list-style-type: none"> ・弾性材の曲げ加工により紙を挟む部分とバネとを一体化した ・バネ部分は断面を逆三角形とした ・三角形の底辺部を内側にそらせる形状とした

<<要検討事項>>

- ・つまみがとれる物、つまみがない物を含めるか否か？
- ・単一性不備に対する対応をどうするか？

実例2：食品容器

分野：蒟蒻ゼリーの容器

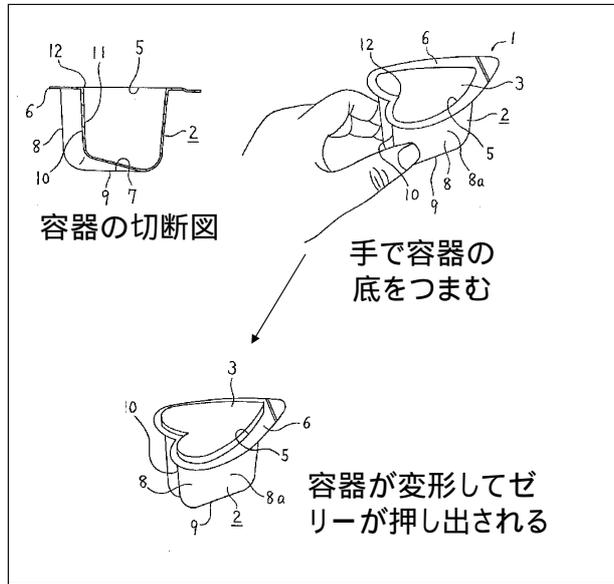
従来：



(可撓性材料の円形カップ)

食べる時は、カップをつまみながら口で吸い出したり、スプーンですくったりしていた。

課題：食べにくかった。



上述のアイディアは特許または意匠で保護を受けることができるか？

ゼリーを押しだし易くするための形状は技術的思想に当たり、特許で保護を受けることができる。

容器の形状自体は、意匠でも保護を受けることができる。

特許で保護を受ける場合のアイディアのポイントはどこか？

「つまむ」という行為によって、「押し出し」という作用を生み出すように容器が変形する点がポイントとなる。

この容器は、実際に出願、登録されている。

実用新案登録第3036922号

「ゼリー用容器およびゼリー入り容器」

権利者 鶴田食品工業株式会社

【請求項1】可撓性を有し、向かい合う側面の下部が容器内側で互いに合わさるよう圧縮可能に構成されたことを特徴とするゼリー用容器。他

実例3：格闘リング

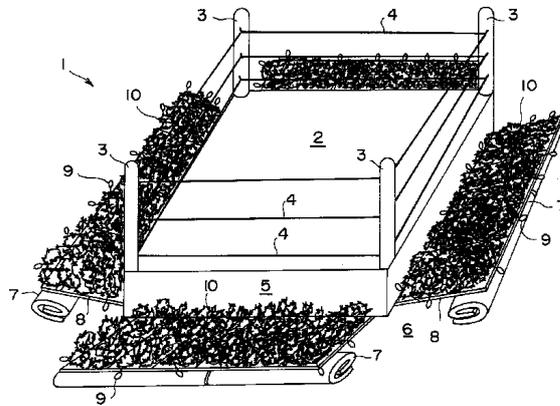
分野：プロレス用のリング

従来：リングの四方を金網フェンスで覆い、有刺鉄線を巻き付けたリング

課題：大掛かりな構造であり、リングの設営、撤収作業に多大な労力が必要

概要：プロレス用リングの周囲に、有刺鉄線を取り付けたベニヤ板を配置する。

効果：短時間で設営・撤収作業を行うことができる。また、スリリングな試合展開を観客に提供できる。



上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？

いずれの保護対象ともなり得ると考えられる。

アイデアのポイントはどこか？

このアイデアについては、実際に実用新案登録されている。

実用新案登録第3009589号「格闘技用リング」

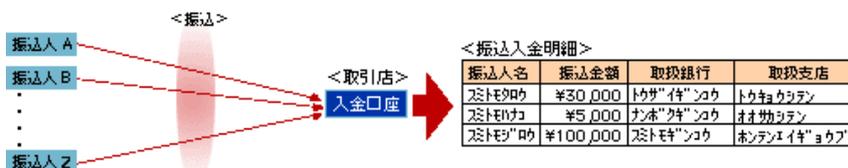
権利者 大仁田厚（そう、あのプロレスラーの方です！）

有刺鉄線ファイトという興業自体は、特許の保護対象とはなり得ない。

しかし、この興業に必須の物に着目し、権利を取得することで、実質的に興業自体に権利を取得したに等しい状態となった。

実例4：銀行振り込みサービス

自己の口座への振込人の確認を容易かつ確実にする方法
いままでの方法



新しい方法



このように入金明細ごとに口座番号が付くので入金の確認が大変簡単

三井住友銀行HP <http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/perfect/index.html>より

入金照合サービス「パーフェクト」

課題：振込者を氏名で特定しており、同姓同名の者からの振り込みがあった場合など、振り込み者の特定が困難なことがあった。

特許第3029421号「振込処理システム」（権利者：三井住友銀行）

概要：

口座を持つ顧客に、口座番号とは別に一定数の「振込口座」を与える。

顧客は、振り込みをしてくる相手に対し、振込先として、それぞれ異なる「振込口座」を知らせる。

振込口座に振り込まれた金額は、自動的に自分の口座に移される。

効果：振込専用口座番号により、振り込み者を、容易かつ確実に特定できる。

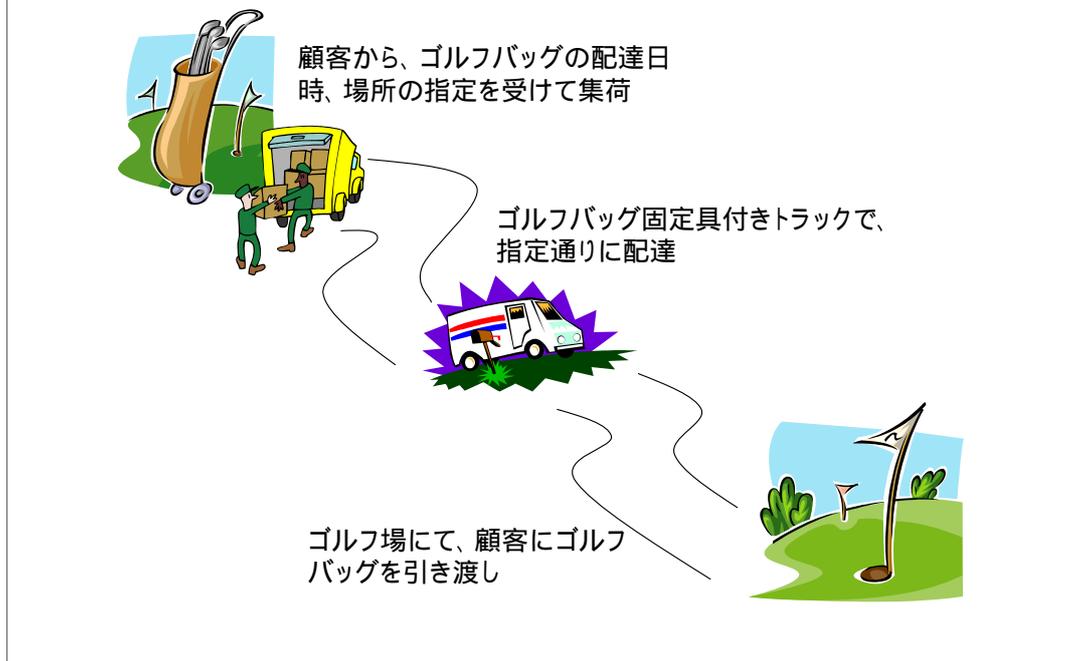
アイディアのポイントはどこか？

本人の現実の口座と関連付けられた振込専用の口座を設けた点。

こうした口座を提供するというサービス自体は、日本では、保護対象とはならない。

保護を受けるためには、こうした口座を用いた振込処理を行うためのシステムとする必要がある。

実例5：ゴルフ宅配便サービス



サービス自体は、特許の保護対象とはなり得ない。

但し、ゴルフバッグ固定具（付きトラック）という観点では、保護を受けられる可能性がある。

アイディアのポイントはどこか？

ゴルフバッグ固定具（付きトラック）の技術的思想がポイントとなる。

サービス自体は、保護対象とならないが、そのサービスに必須の物に着目して、実質的にサービスを保護することができる可能性を秘めている。

その他のアイディアが含まれている可能性

1) お客さんは、ゴルフ場の住所など知らないのが普通 ゴルフ場の名前から住所を特定するシステム

2) より確実に配達するために、ゴルフ場の予約システムとの情報授受によって、依頼者の予約の有無、配達日時などの確認を行うシステム